

11. 税の控除・減免

・税制度

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先															
国 税	所得税	小規模企業共済等掛金控除 心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金	支払った掛金の全額が所得控除	税務署 (65・66頁参照)														
	障害者控除	(障害者控除) 本人又は控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級。又は65歳以上の者で、その障害の程度が所得税法施行令第10条第1項第1号に定める知的障害者又は、第3号に定める身体障害者に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている者。	一人につき所得控除27万円															
		(特別障害者控除) 本人又は控除対象配偶者、扶養親族が身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級。又は65歳以上の者で、その障害の程度が、所得税法施行令第10条第2項第1号に定める重度の知的障害者又は、第6号に定める1級又は2級の身体障害者に準ずるものとして、市町村長等の認定を受けている者。	一人につき所得控除40万円															
		同居の特別障害者である場合	75万円															
	配偶者控除は、次の表で求めた金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 40%;">備考(平成27年分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の控除対象配偶者</td> <td style="text-align: center;">380,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td style="text-align: center;">480,000円</td> <td>昭21.1.1以前生</td> </tr> </tbody> </table>				備考(平成27年分)	一般の控除対象配偶者	380,000円		老人控除対象配偶者	480,000円	昭21.1.1以前生						
		備考(平成27年分)																
一般の控除対象配偶者	380,000円																	
老人控除対象配偶者	480,000円	昭21.1.1以前生																
	扶養控除額は、次の表で求めた金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 40%;">備考(平成27年分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の扶養家族</td> <td style="text-align: center;">380,000円</td> <td>平成12.1.1以前生まれの人(年齢16歳未満の者を除く)</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td style="text-align: center;">630,000円</td> <td>平成5.1.2生～平成9.1.1生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族</td> <td>同居老親等以外の者</td> <td style="text-align: center;">480,000円</td> <td rowspan="2">昭和21.1.1以前生</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td style="text-align: center;">580,000円</td> </tr> </tbody> </table>				備考(平成27年分)	一般の扶養家族	380,000円	平成12.1.1以前生まれの人(年齢16歳未満の者を除く)	特定扶養親族	630,000円	平成5.1.2生～平成9.1.1生	老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000円	昭和21.1.1以前生	同居老親等	580,000円
		備考(平成27年分)																
一般の扶養家族	380,000円	平成12.1.1以前生まれの人(年齢16歳未満の者を除く)																
特定扶養親族	630,000円	平成5.1.2生～平成9.1.1生																
老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000円	昭和21.1.1以前生															
	同居老親等	580,000円																
預金等の 利子所得税	障害者の預金等の利子等が下記の場合、非課税となります。 ・ 預金、信託、公社債等 元本 350万円まで ・ 国債又は地方債 額面 350万円まで (合計700万円まで非課税)		各金融機関 * 確認書類として、手帳、証書等が必要です。															

種 類	内 容		問い合わせ先
国 税	相続税	心身障害者共済制度に基づき支給される給付金を受ける権利は非課税です。 相続等により財産を取得した者が法定相続人に該当し、かつ障害者であるときは、その障害者の納付すべき相続税額は、通常に計算した相続税額に相当する金額からその障害者が85歳に達するまでの年1年につき10万円(特別障害者であるときは20万円)の割で計算した金額(平成26年12月31日以前に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税については85歳に達するまでの年1年につき6万円(特別障害者であるときは12万円)の割で計算した金額)を控除した金額となります。 控除しきれない金額があるときは、その障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができます。	税務署 (65・66頁参照)
	贈与税	心身障害者共済制度に基づき支給される給付金を受ける権利は非課税です。 特別障害者や精神に障害がある者を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づき、金銭・有価証券その他の財産が信託されたときは、その信託受益権の価額のうち特別障害者の場合は6,000万円、精神に障害がある者の場合には3,000万円までの金額を非課税とすることができます。 この非課税の適用を受けるためには、信託の際に、「障害者非課税信託申告書」を提出しなければなりません。	税務署 (65・66頁参照)
	消費税	身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品(以下「身体障害者用物品」という)の譲渡、貸付け等は、消費税法上の非課税取引となります。 ただし、非課税取引の対象となる身体障害者用物品は、義肢、盲人用安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いす、その他の物品で、身体障害者用物品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限られます。 また、介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービス及び施設サービス等についても消費税法上の非課税取引となります。 (サービス利用者の選択による特別な居室の提供や送迎などを除く)	税務署 (65・66頁参照)
地 方 税	住民税	障害者控除 特別障害者控除 同居特別障害者控除 前年の合計所得金額が125万円以下の障害者	市区町村 税務所管課 京都地方税機構 (府+25市町村 (京都市除く)) 075-414-4436 京都市税制課 075-213-5200
	事業税	視力障害者(両眼の視力の和が0.06以下)が行うあんま・はり等 医業に類する事業	非課税 府税事務所 広域振興局税務室 府税出張所 府税務課 075-414-4427
	ゴルフ場 利用税	次に該当する障害者の方がゴルフ場を利用される場合 (ただし、障害者手帳等を呈示し、非課税申請書を提出された 場合に限られます。) 1 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 療育手帳の交付を受けている者 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 4 戦傷病者手帳の交付を受けている者 5 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている者 等	非課税 京都東府税事務所 広域振興局税務室 府税出張所 府税務課 075-414-4427

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先																															
地 方 税	自動車取得税 自動車税	専ら障害者のために使用される自家用自動車 (軽自動車を含め、障害者1人につき1台)	減免 (別表のとおり)																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1～4級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2～4級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級、5級</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害 (喉頭摘出によるものに限られます。)</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1～3級、5級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1～3級</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の各機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1～4級</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>重度(療育手帳A)</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>1級又は1級と同程度(ただし、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている者に限られます。)</td> </tr> </tbody> </table>	障害の区分	障害の級別	視覚障害	1～4級	聴覚障害	2～4級	平衡機能障害	3級、5級	音声機能障害 (喉頭摘出によるものに限られます。)	3級	上肢不自由	1～3級	下肢不自由	1～6級	体幹不自由	1～3級、5級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～3級	移動機能	1～6級	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の各機能障害	1級、3級、4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級	肝臓機能障害		知的障害	重度(療育手帳A)	精神障害	1級又は1級と同程度(ただし、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている者に限られます。)	自動車税管理事務所 075-672-6155 府税事務所 広域振興局税務室 府税出張所
	障害の区分	障害の級別																																
	視覚障害	1～4級																																
	聴覚障害	2～4級																																
	平衡機能障害	3級、5級																																
	音声機能障害 (喉頭摘出によるものに限られます。)	3級																																
	上肢不自由	1～3級																																
	下肢不自由	1～6級																																
	体幹不自由	1～3級、5級																																
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～3級																															
		移動機能	1～6級																															
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸及び小腸の各機能障害	1級、3級、4級																																
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級																																
	肝臓機能障害																																	
知的障害	重度(療育手帳A)																																	
精神障害	1級又は1級と同程度(ただし、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証が交付されている者に限られます。)																																	
	<p>自動車の所有(取得)者と運転者との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害者の状況・障害の程度等</th> <th>自動車の所有(取得)者</th> <th>自動車の運転者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者が18歳以上の場合</td> <td>①障害者が生徒又は学生 ②重度の障害者(身体障害者手帳の1級又は2級療育手帳のA) ③精神障害者の程度が1級又は1級と同程度 ④上記①～③以外の場合</td> <td>障害者本人又は障害者と生計を一にする者 障害者本人又は障害者と生計を一にする者</td> </tr> <tr> <td>障害者が18歳未満の場合</td> <td>障害者本人</td> <td>障害者本人又は障害者と生計を一にする者</td> </tr> <tr> <td>音声機能の障害者の場合</td> <td>障害者本人</td> <td>障害者本人</td> </tr> <tr> <td>障害者のみで構成される世帯の障害者の場合 ※この場合は、福祉事務所長等の確認印が必要です。</td> <td>障害者本人</td> <td>常時介護する者</td> </tr> </tbody> </table>	障害者の状況・障害の程度等	自動車の所有(取得)者	自動車の運転者	障害者が18歳以上の場合	①障害者が生徒又は学生 ②重度の障害者(身体障害者手帳の1級又は2級療育手帳のA) ③精神障害者の程度が1級又は1級と同程度 ④上記①～③以外の場合	障害者本人又は障害者と生計を一にする者 障害者本人又は障害者と生計を一にする者	障害者が18歳未満の場合	障害者本人	障害者本人又は障害者と生計を一にする者	音声機能の障害者の場合	障害者本人	障害者本人	障害者のみで構成される世帯の障害者の場合 ※この場合は、福祉事務所長等の確認印が必要です。	障害者本人	常時介護する者																		
障害者の状況・障害の程度等	自動車の所有(取得)者	自動車の運転者																																
障害者が18歳以上の場合	①障害者が生徒又は学生 ②重度の障害者(身体障害者手帳の1級又は2級療育手帳のA) ③精神障害者の程度が1級又は1級と同程度 ④上記①～③以外の場合	障害者本人又は障害者と生計を一にする者 障害者本人又は障害者と生計を一にする者																																
障害者が18歳未満の場合	障害者本人	障害者本人又は障害者と生計を一にする者																																
音声機能の障害者の場合	障害者本人	障害者本人																																
障害者のみで構成される世帯の障害者の場合 ※この場合は、福祉事務所長等の確認印が必要です。	障害者本人	常時介護する者																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>申請書の提出期限</th> <th>申請書の提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自動車を新規に取得する場合(登録日に減免要件に該当していること)</td> <td>①新規登録で自動車取得税や自動車税がかかるとき</td> <td rowspan="2">登録の日 (登録前に申請してください)</td> <td rowspan="2">自動車税管理事務所</td> </tr> <tr> <td>②京都ナンバーの自動車を取得し移転登録(名義変更)する場合や他府県ナンバーの自動車を転入登録する場合で、自動車取得税がかかるとき</td> </tr> <tr> <td>③上記①②の登録で自動車取得税も自動車税もかからないとき</td> <td>登録の翌年度の4月1日～納期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自動車をすでに所有している場合(当該年度に納税義務がある場合)</td> <td>①4月1日に減免要件に該当しているとき</td> <td>申請年度の4月1日～納期限</td> <td>自動車税管理事務所 府税事務所 広域振興局税務室 府税出張所</td> </tr> <tr> <td>②年度の途中で障害者手帳等の交付を受けたとき</td> <td rowspan="2">4月1日～翌年2月末日 (すみやかに申請してください)</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>③納期限後や障害者手帳等の交付後一定期間経過後に申請するとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	申請書の提出期限	申請書の提出先	自動車を新規に取得する場合(登録日に減免要件に該当していること)	①新規登録で自動車取得税や自動車税がかかるとき	登録の日 (登録前に申請してください)	自動車税管理事務所	②京都ナンバーの自動車を取得し移転登録(名義変更)する場合や他府県ナンバーの自動車を転入登録する場合で、自動車取得税がかかるとき	③上記①②の登録で自動車取得税も自動車税もかからないとき	登録の翌年度の4月1日～納期限		自動車をすでに所有している場合(当該年度に納税義務がある場合)	①4月1日に減免要件に該当しているとき	申請年度の4月1日～納期限	自動車税管理事務所 府税事務所 広域振興局税務室 府税出張所	②年度の途中で障害者手帳等の交付を受けたとき	4月1日～翌年2月末日 (すみやかに申請してください)		③納期限後や障害者手帳等の交付後一定期間経過後に申請するとき														
区分	申請書の提出期限	申請書の提出先																																
自動車を新規に取得する場合(登録日に減免要件に該当していること)	①新規登録で自動車取得税や自動車税がかかるとき	登録の日 (登録前に申請してください)	自動車税管理事務所																															
	②京都ナンバーの自動車を取得し移転登録(名義変更)する場合や他府県ナンバーの自動車を転入登録する場合で、自動車取得税がかかるとき																																	
	③上記①②の登録で自動車取得税も自動車税もかからないとき	登録の翌年度の4月1日～納期限																																
自動車をすでに所有している場合(当該年度に納税義務がある場合)	①4月1日に減免要件に該当しているとき	申請年度の4月1日～納期限	自動車税管理事務所 府税事務所 広域振興局税務室 府税出張所																															
	②年度の途中で障害者手帳等の交付を受けたとき	4月1日～翌年2月末日 (すみやかに申請してください)																																
	③納期限後や障害者手帳等の交付後一定期間経過後に申請するとき																																	
	(注1)自動車取得税については、登録日を過ぎて申請された場合、減免を受けることができません。																																	
	(注2)軽自動車税の減免については、所有者等の住所地の市区町村税務所管課へお問い合わせください。																																	

(別表)

自動車取得税	課税標準額が300万円以下の場合 全額減免 課税標準額が300万円を超える場合 課税標準額300万円分を減免(差額分は課税)
自動車税	税額が45,000円以下の自動車の場合(※)全額減免 税額が45,000円を超える自動車の場合(※)45,000円を減免(差額分は課税) 納期限後に申請があった場合は申請日の翌月以降の月数に応じて減免 ※グリーン化税制の適用を受ける場合の減免額は次のとおりです。 ・おおむね10%重課の場合…49,500円 ・おおむね15%重課の場合…51,700円 ・おおむね25%軽減の場合…34,000円 ・おおむね50%軽減の場合…22,500円 ・おおむね75%軽減の場合…11,500円